

社団法人大阪府剣道連盟を公益社団法人大阪府剣道連盟に組織変更した
ことに伴う関係規則の整備に関する規則

平成 24 年 12 月 17 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日社団法人大阪府剣道連盟を名称変更し、公益社団法人大阪府剣道連盟として発足したことに伴い、現に効力を有する規則、規程その他取り決め事項等（以下「既存の規則等」という。）の整理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(既存の規則等)

第 2 条 既存の規則等中「社団法人大阪府剣道連盟」を「公益社団法人大阪府剣道連盟」に改める。

2 前項の規定により字句を改めることが不適切な箇所については、同項の規定は、適用しない。

附 則

この規定は、平成 24 年 12 月 17 日から施行し、登記日である平成 24 年 4 月 1 日までさかのぼって適用する。